

「大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正案」に対し
 いただいたご意見等と大阪府の考え方

6名（団体含む）の方から7件のご意見等をいただきました。（うち、公表を希望しないものは2名、2件ありました。）公表可能なご意見等の概要と、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。なお、類似のご意見についてはまとめて回答しています。

いただいたご意見等	大阪府の考え方
<p>まだ詳細がわかりませんので、今後詳細が固まりましたら再度意見を聞いて頂きたいと思えます。</p> <p>制度運用にあたっては、施主、建築業界の過度な負担を招かないよう、関連団体との意見調整等、配慮をお願いします。</p>	<p>具体的な制度内容（運用）については、事業者や業界、府民に過度な負担が生じることのないよう配慮し、関連団体からもご意見をいただきながら進めてまいります。</p>
<p>太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入検討の義務化に際しては、経済活動に影響を与えないよう、また事業者や府民に過度な負担が生じることのないよう十分に留意して進める必要があると考えます。</p>	
<p>当社は、これまで、省エネルギー対策の一環として、保有建物の屋根に太陽光発電設備の設置を行ってきました。</p> <p>また、固定価格買取制度を活用し、保有する土地及び建物に太陽光発電設備を設置する事業者を誘致し、発電を行う予定です。</p> <p>今回の「大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正案」の「建築物への再生可能エネルギー導入促進」については、主旨は理解出来ますが、義務化される再生エネルギーの導入判定に関しては、建物単位ではなく事業者単位での評価、また、過去に取り組んだ対策の評価、さらには、前述のように、土地及び建物保有者以外の事業者が太陽光発電設備を設置する場合には、土地及び建物保有者が導入検討を実施したと同等の扱いと評価できるような環境を整えて頂きますようご配慮の程よろしく申し上げます。</p>	<p>本条例の規定は、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増改築する際に、建築主に対して、再生可能エネルギーの利用設備を当該建築物（または原則として同一敷地内の土地）に導入できるかどうかの技術的条件について検討いただき、導入が可能となった場合には、コスト面等についても検討をお願いするものです。導入ができない場合、その他特段の理由がある場合はその理由を届出していただくことを検討しています。</p>

<p>温暖化の防止等に関する条例を改正し、建築物への再生可能エネルギーの導入を促進するとのことですが、ホームページにて公開されている「条例等の一部改正の概要」においては、再生可能エネルギーの定義が若干曖昧であり、これを明確にする必要があると考えます。</p> <p>環境温度と温度差のない「大気中の熱」はエネルギー的に価値がゼロの状態、これを再生可能エネルギーに位置付けることは、学術的にも確立されていないものと考えます。</p> <p>また、「大気中の熱」を再生可能エネルギーの定義に含めた場合、従来型のエアコンやヒートポンプ給湯器などの導入を検討すれば義務を果たしたことになるため、「条例等の一部改正の概要」内で明記されている「太陽光発電などの再生可能エネルギー」の導入検討が阻害される可能性があります。</p> <p>従って、「大気中の熱」が再生可能エネルギーの定義に含まれないような配慮が、必要と考えます。</p>	<p>再生可能エネルギーの定義については、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年七月八日法律第七十二号）」を引用する予定です。</p> <p>ここに示される「再生可能エネルギー源」を基本として定義しますが、具体的には、今後詳細を検討していきます。</p>
<p>再生可能エネルギーのうち太陽光発電などの、「など」表現の中にはどのようなものが含まれるのでしょうか。太陽熱、海水・河川水熱、下水熱、地中熱などの熱利用が含まれると考えられますが、いかがでしょうか。</p>	<p>記載いただいている太陽熱、海水・河川水熱、下水熱、地中熱の利用については、含まれると考えますが、具体的には、今後詳細を検討していきます。</p>